



令和 6 年 10 月 31 日 (木)

【照会先】

大分労働局労働基準部賃金室

室長 竹内 由香里

室長補佐 幡手 宏俊

(電話) 097(536)3215 内線 641

報道関係者 各位

大分県特定最低賃金改正の答申がありました

- 鉄鋼業など 5 産業について引き上げ -

大分地方最低賃金審議会(会長 井田雅貴)は、令和 6 年 8 月 27 日付け大分労働局長(佐藤広道)から「大分県特定最低賃金の改正決定について」の諮問【別添資料 1】を受け調査審議を重ねてきたところですが、同年 10 月 25 日までに、同審議会は、現行の大分県特定最低賃金 5 産業について、下記のとおり改正するよう、大分労働局長に対し答申しました。【別添資料 2 ~ 6】

当該答申は、大分県の産業別の景気動向、雇用失業情勢及び賃金の改定状況等を総合的に勘案しつつ、慎重に審議され、取りまとめられたものです。

改正される大分県特定最低賃金は、答申に対する異議申出に関する手続き等を経た後、令和 6 年 12 月 25 日に統一発効される見込みです。

○ 鉄鋼業

1,106 円 (53 円引上げ)

令和 6 年 10 月 18 日

○ 非鉄金属製造業

1,053 円 (48 円引上げ)

令和 6 年 10 月 23 日

○ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

996 円 (55 円引上げ)

令和 6 年 10 月 15 日

○ 自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業

997 円 (46 円引上げ)

令和 6 年 10 月 25 日

○ 自動車(新車)小売業

991 円 (49 円引上げ)

令和 6 年 10 月 21 日

* は答申日

【添付資料】

資料 1 大分県特定最低賃金 諮問文

資料 2 ~ 6 大分県特定最低賃金 答申文

資料 7 大分県の最低賃金（地域別最低賃金・特定最低賃金）の推移

大分地方最低賃金審議会

会 長 井 田 雅 貴 殿

大 分 労 働 局 長

佐 藤 広 道

特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 大分県鉄鋼業最低賃金
- 2 大分県非鉄金属製造業最低賃金
- 3 大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 4 大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- 5 大分県自動車（新車）小売業最低賃金

令和6年10月18日

大分労働局長
佐藤 広道 殿

大分地方最低賃金審議会
会 長 井田 雅貴

大分県鉄鋼業最低賃金の改正決定について（答申）

本審議会は、令和6年8月27日付け大分労発基0827第4号をもって諮問のあった大分県鉄鋼業最低賃金の改正決定については、専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

別紙

大分県鉄鋼業最低賃金

1 適用する地域

大分県の区域

2 適用する使用者

前号の区域内で鉄鋼業（製鉄業（高炉による製鉄業を除く。）製鋼・製鋼圧延業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18歳未満又は65歳以上の者

（２）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,106円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月25日

令和6年10月23日

大分労働局長
佐藤 広道 殿

大分地方最低賃金審議会
会 長 井田 雅貴

大分県非鉄金属製造業最低賃金の改正決定について（答申）

本審議会は、令和6年8月27日付け大分労発基0827第4号をもって諮問のあった大分県非鉄金属製造業最低賃金の改正決定については、専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

別紙

大分県非鉄金属製造業最低賃金

1 適用する地域

大分県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で非鉄金属製造業（非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）非鉄金属素形材製造業（非鉄金属鍛造品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18歳未満又は65歳以上の者

（２）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,053円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月25日

令和6年10月15日

大分労働局長
佐藤 広道 殿

大分地方最低賃金審議会
会長 井田 雅貴

大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

本審議会は、令和6年8月27日付け大分労発基0827第4号をもって諮問のあった大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定については、専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり
の結論に達したので答申する。

別紙

大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

大分県の区域

2 適用する使用者

前号の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18歳未満又は65歳以上の者

（２）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、穴あけ、ねじ切り、かしめ、洗浄、電線はく離、塗油、取付け、バリ取り、組線、捺印、はんだ付け、ラベルはり、選別又は検数の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

ハ 手作業で行う袋詰め、箱詰め又は包装の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 996円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月25日

令和6年10月25日

大分労働局長
佐藤 広道 殿

大分地方最低賃金審議会
会 長 井田 雅貴

大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、
船用機関製造業最低賃金の改正決定について（答申）

本審議会は、令和6年8月27日付け大分労発基0827第4号をもって諮問のあった大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定については、専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

1 適用する地域

大分県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業（船舶製造・修理業のうち木造船製造・修理業、木製漁船製造・修理業、舟艇製造・修理業を除く。以下同じ。）これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業又は船舶製造・修理業、船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18歳未満又は65歳以上の者

（２）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 997円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月25日

令和6年10月21日

大分労働局長
佐藤 広道 殿

大分地方最低賃金審議会
会 長 井田 雅貴

大分県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について（答申）

本審議会は、令和6年8月27日付け大分労発基0827第4号をもって諮問のあった大分県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定については、専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

別紙

大分県自動車（新車）小売業最低賃金

1 適用する地域

大分県の区域

2 適用する使用者

前号の区域内で自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者

（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 991円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月25日

大分県地域別最低賃金・特定（産業別）最低賃金の推移状況（時間額）

区分	年	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
		地域別最低賃金	時間額	677	694	715	737	762	790	792	822	854
	引上額	13	17	21	22	25	28	2	30	32	45	55
	引上率	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	3.79	3.89	5.27	6.12
特定（産業別）最低賃金	年	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
		鉄鋼業	時間額	817	836	861	887	915	947	951	981	1,010
	引上額	16	19	25	26	28	32	4	30	29	43	53
	引上率	2.00	2.33	2.99	3.02	3.16	3.50	0.42	3.15	2.96	4.26	5.03
非鉄金属製	時間額	807	825	846	866	886	907	911	936	965	1,005	1,053
	引上額	14	18	21	20	20	21	4	25	29	40	48
	引上率	1.77	2.23	2.55	2.36	2.31	2.37	0.44	2.74	3.10	4.15	4.78
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	時間額	735	749	764	784	807	832	835	864	896	941	996
	引上額	12	14	15	20	23	25	3	29	32	45	55
	引上率	1.66	1.90	2.00	2.62	2.93	3.10	0.36	3.47	3.70	5.02	5.84
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	時間額	785	798	813	833	853	875	878	894	916	951	997
	引上額	12	13	15	20	20	22	3	16	22	35	46
	引上率	1.55	1.66	1.88	2.46	2.40	2.58	0.34	1.82	2.46	3.82	4.84
各種商品小売業	時間額	704	714	716	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし
	引上額	7	10	2	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用
	引上率	1.00	1.42	0.28								
自動車（新車）小売業	時間額	747	762	780	799	821	844	848	872	902	942	991
	引上額	13	15	18	19	22	23	4	24	30	40	49
	引上率	1.77	2.01	2.36	2.44	2.75	2.80	0.47	2.83	3.44	4.43	5.20
業種単純平均（平成29年度以降は5業種）	引上額	12.3	14.8	16.0	21.0	22.6	24.6	3.6	24.8	28.4	40.6	50.2
	引上率	1.63	1.92	2.01	2.58	2.71	2.87	0.41	2.80	3.13	4.34	5.14

(引上額：円)

(引上率：%)